

<大学院生命機能研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科及が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

1. 中間評価論文

1.1 審査体制

論文審査に当たる審査委員会を設置する。審査委員会は、本研究科教授2名以上をもって組織し、主査1名、副査1名以上を置くものとする。主査及び副査になれる者は次のとおりとする。なお、必要に応じて、准教授や他の研究科教員等の協力を得ることができる。

- ・ 主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの中間評価論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

1.2 審査の方法

学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施する。また、学位申請者は、以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読、及び口頭試問を受ける。

評価項目の中から、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。なお、当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

1.3 評価項目及び基準

○課題設定の明確性

明確な問題意識に基づき、研究の意義や必要性が的確に述べられている。

○研究方法の妥当性

研究の目的に照らして、適切な研究方法と分析手法が用いられている。

○先行研究・資料の取扱いの適切性

当該分野の先行研究を渉猟し理解したうえで、研究を当該分野の研究動向の中に位置づけている。

○論旨の明確性・一貫性

研究目的、分析、結果、考察の過程においてその論旨が明確かつ一貫している。

○構成・表現・表記法の適切性

学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されている。

○学術的・社会的な貢献

学術的な独創性や重要性があり、社会的要請にも応える可能性を持つものである。

1.4 学位論文が満たすべき水準

上記の審査項目（評価項目）の全てを満たすと審査委員の全員が認める場合、中間評価論文を合格とし、修士号が授与される。

2. 博士論文

2.1 審査体制

論文審査は予備審査及び本審査の2段階で行われ、それぞれ審査委員会を設置する。予備審査委員会は本研究科教授2名を含む3名以上の審査委員、本審査委員会は本研究科教授3名以上をもって組織し、それぞれ主査1名、副査2名以上を置くものとする。主査及び副査になれる者は次のとおりとする。なお、必要に応じて、准教授や他の研究科教員等の協力を得ることができる。

- ・ 主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの博士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べるることができる者とする。

2.2 審査の方法

学位論文の審査においては、予備審査に合格した論文について本審査を行う。予備審査及び本審査ともに当該論文の内容に関する発表会を実施する。また、学位申請者は、以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読、及び口頭試問を受ける。

評価項目の中から、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。なお、当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

2.3 評価項目及び基準

○課題設定の明確性

明確な問題意識に基づき、研究の意義や必要性が的確に述べられている。

○研究方法の妥当性

研究の目的に照らして、適切な研究方法と分析手法が用いられている。

○先行研究・資料の取扱いの適切性

当該分野の先行研究を渉猟し理解したうえで、研究を当該分野の研究動向の中に位置づけている。

○論旨の明確性・一貫性

研究目的、分析、結果、考察の過程においてその論旨が明確かつ一貫しており、論理的に明確な結論が導かれている。

○構成・表現・表記法の適切性

学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されている。

○学術的・社会的な貢献

国際的な学術水準及び学際的観点から見て、十分な独創性や重要性があり、社会的要請にも応える可能性を持つものである。

2.4 学位論文が満たすべき水準

上記の審査項目（評価項目）の全てを満たすと審査委員の全員が認める場合、博士論文として合格とする。